

水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは計量法に基づき、8年に1度の交換が定められているため、今年度対象になった家庭や事業所等の水道メーターを交換します。交換に費用はかかりません。交換作業は市から委託された事業者が行います。なお、作業員は市が発行した身分証明書を携帯しています。

交換対象の家庭や事業所等には『水道メーター交換のお知らせ』をハガキで通知、または検針時に『上下水道使用量のお知らせ』と一緒に投函します。ご確認をお願いします。

○交換作業

通知に記載の期間内に委託事業者が伺います。作業前には声をおかけしますが、不在の場合でも水道メーターの交換を行います。作業中は水の使用ができなくなりますのでご注意ください。

○作業時間 おおむね10分程度(メーターの大きさや設置状況による)

○作業当日の注意点

交換作業時の立会いをお願いすることはありませんが、作業の支障にならないよう次の点にご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックス内に土や水が入っている場合は清掃をお願いします。
- ・犬などは作業範囲外につないでおいてください。

作業終了後に、メーター指針・取替え日・新メーター番号等を記入した『水道メーター交換のお知らせ』を投函します。ご確認をお願いします。

○交換区域と作業期間

交換作業対象区域	交換作業期間
若林、下岩瀬、上岩瀬、根本、泉、下村田、上村田、石沢、小場、小野、工業団地、山方、野上、西野内、諸沢、小貫、照山、盛金、長田、長沢、照田、上檜沢、下檜沢、氷之沢、高部、小田野、鷲子	8/2～10/10
栄町、南町、中富町、抽ヶ台町、上町、下町、北町、東富町、姥賀町、高渡町、野中町、田子内町、小倉、富岡、宇留野	9/2～11/9
東野、八田、上大賀、岩崎、鷹巣、小祝、辰ノ口、塩原、三美、西塩子、北塩子、照田、那賀、下小瀬、上小瀬、松之草、吉丸、入本郷、野口、門井、長倉、金井	10/2～12/8

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427